

留萌市地域おこし協力隊

都市部に転出したけど留萌に戻って来たい…

そんな思いを持ったお子さんのUターンにいかがでしょう！

留萌市では「地域おこし協力隊」を募集しています。



地域おこし協力隊とは？

留萌市では、少子高齢化による人口減少が続き、特に集落では子どもが少なくなり、地域の学校が閉校になるなど地域の活気も減少してきています。

そこで、地域の元気を取り戻すため、都市住民が留萌市で一定期間生活し、地域住民と協力して集落の活性化のための活動をしなが、地域の元気を取り戻していくことを目指していきます。

また、地域おこし協力隊はその活動期間終了後に、留萌市内において起業や就業して定住することを目指していきます。

この事業は、必要な経費を総務省が全額支援をしてくれるもので、その期間は平成25年3月31日までを予定しています。

※地域おこし協力隊という「都市」とは、過疎地域などの地域振興関係法の指定を受けていない市町村のことを指し、東京や大阪、名古屋など

の大都市圏のほか、道内では札幌市近郊、旭川市、千歳市、苫小牧市などになります。詳しくは市ホームページに掲載しています。

どのような活動をするの？

地域の住民の皆さんと相談や協力をしながら、次のような活動をしていきます。

①留萌の農産物を利用しての特産品開発や体験農業による農村交流など、地域資源の開発や情報発信などに取り組んでいきます。



米粉料理体験



農村カフェ

②幌糠地区や礼受地区にある閉校になった学校を、都市部などとの交流や地域のコミュニティ、芸術文化の拠点として活用しながら地域を元気にしていくことができます。

③地域の課題や困りごとなどを見つけていき、その解決に向けて日常生活の支援に取り組んでいきます。

④地域おこし協力隊の活動期間終了後の定住に向けた基礎づくりに取り組んでいきます。

応募できる人は？

地域おこし協力隊に応募できる人は、「都市地域から留

萌市に住民票を移し、留萌市で居住できる人」に限られています。

もちろん、留萌から都市部に転出したけど戻って来たいという、「Uターン」を希望している方も応募できます。

また、普通自動車運転免許を取得していることや、Eメールなどでパソコンを日常的に利用していることも応募の条件になります。

心身ともに健康で、地域の皆さんと協力しながら集落を元気にするため、精力的に活動でき、留萌市に定住していく意欲のある方をお待ちしています。

雇用条件や待遇面は？

地域おこし協力隊は、留萌市の嘱託職員として市長が委嘱します。雇用条件などは、地域おこし協力隊雇用条件(枠内)をご覧ください。

応募するにはどうするの？

地域おこし協力隊の募集は平成23年2月15日(必着)までの間、募集人員の4名が決まるまで随時応募を受け付けています。

どのように選考するの？

第1次選考では書類による選考、第2次選考では面接に

よる選考を行い、合否の決定をします。

毎月15日までの応募を取りまとめ、書類での選考を行った結果を、その月の下旬に応募者全員にメールで通知します。

次に、第1次選考合格者を対象に留萌市内の会場で、翌月の下旬に面接による選考を行います。

※面接選考のために必要な交通費などは、個人負担になります。

最終選考結果は、第2次選考を実施した月の15日までに、第2次選考受験者全員にメールで通知します。

お問い合わせ、応募先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11
市・企画調整課「地域おこし協力隊」担当
☎ 0164(42)1809
e-mail kikaku@e-rumoi.jp
市ホームページ <http://www.e-rumoi.jp/>

地域おこし協力隊雇用条件

◆勤務地 留萌市内

◆募集人員 大きく分けて、次の2つの取り組みに、合わせて4名の募集をしています。

- ①地域の農産物の利活用研究や情報発信と地域の活性化 2名
- ②幌糠地区と礼受地区の廃校の利活用研究と地域の活性化 2名

◆勤務日数・時間

週4日間、29時間

※勤務日や勤務時間は、季節や業務の内容によって変動するので、留萌市と地域おこし協力隊、地域住民の協議により決まります。

◆雇用期間 採用から平成23年3月31日までですが、その後1年を超えない期間で、地域住民の意見も参考にして、市長が委嘱更新の判断をします。
※地域おこし協力隊の事業実施の最長期間は、平成25年3月31日までです。

◆待遇・福利厚生など

- ①報酬金額 月額136,500円
- ②住居手当 月額27,000円を上限に、家賃の実費相当額を支給
- ③通勤手当 市の定める基準により支給
- ④社会保険など 厚生年金・社会保険・雇用保険などに加入
- ⑤休暇 労働基準法など関係法令により年次有給休暇有り
- ⑥使用車両 活動時間中は市公用車を使用
- ⑦パソコン 市庁舎内ではパソコンを貸与
- ⑧その他 定住に向けた活動として、地域おこし協力隊の勤務時間以外には、市長が認める範囲で対価など(いわゆるアルバイト料や農産物などの現物など)を得る活動が認められます。